

平成27年6月10日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

最高裁判所事務総局民事局付

高 原 大 輔

米国における①多管轄係属訴訟の審理及び②連邦倒産法に基づく
アスベスト被害の信託制度に関する実情調査について（報告書）

第1 はじめに

1 本報告の趣旨

本報告書は、平成27年3月4日（水）から同年3月13日（金）までの10日間、米国における①多管轄係属訴訟（Multidistrict Litigation。以下「MDL」という。）の審理及び②連邦倒産法に基づくアスベスト人身被害の賠償に関する信託制度に関する実情を調査した結果をまとめたものである。具体的には、①については、多管轄係属訴訟司法委員会（Judicial Panel on Multidistrict Litigation。以下「JPML」という。）の委員である連邦地方裁判所裁判官、JPMLのStaff Attorney、MDLで主に被告（会社）側の代理人を務める弁護士2名、マサチューセッツ州上位裁判所裁判官のインタビューを行い、②については、連邦破産裁判所裁判官、同裁判所職員、ロークラーク、法人の破産事件を専門に取り扱う弁護士2名のインタビューを行うとともに、裁判所等から入手した文献や入手した資料を踏まえて作成したものである。

先方との日程調整及びアテンドについては、松原経正書記官（在米日本大使館へ出向中）、中山登判事補（東京地方裁判所・ジョージタウン大学派遣）、水木淳判事補（大阪地方裁判所堺支部・ジョージワシントン大学派遣）ほか、様々な方にお世話になった。この場を借りて深く感謝申し上げる。

2 調査の概要

調査日程及び調査先の概要は、次のとおりである。

(1) ①多管轄係属訴訟関係

- 平成27年3月5日（木）マサチューセッツ州サフォーク郡上位裁判所
カプラン裁判官(Mitchell H. Kaplan, Judge of Commonwealth of Massachusetts Suffolk County Superior Court)に対するインタビュー
- 平成27年3月10日（火）JPML
フーヴェル裁判官(Ellen Segal Huvelle, Judge of U.S. District Court for the District of Columbia), ニノミヤ弁護士(Roland B. Ninomiya, Staff Attorney of JPML)に対するインタビュー
- 平成27年3月11日（火）Wilmer Hale法律事務所
チェリー弁護士(Steven F. Cherry, Partner of Wilmer Hale), パイキン弁護士 (Jonathan E. Paikin, Partner of Wilmer Hale)に対するインタビュー

(2) ②アスベスト人身被害信託関係

- 平成27年3月10日（火）連邦破産裁判所
アルキスト裁判官 (Nancy V. Alquist, Judge of U.S. Bankruptcy Court for the District of Maryland), ニール裁判所事務官(Mark A. Neal, Court Clerk of U.S. Bankruptcy Court for the District of Maryland), ゴールドバーグ弁護士(Richard M. Goldberg, Attorney at Law of Shapiro Sher Guinot & Sandler in Baltimore), ストーカー・ロークラーク (Kim Stoker, career law clerk for Judge Alquist) のインタビュー
- 平成27年3月11日（水）Wilmer Hale法律事務所
ゴールドブラット弁護士 (Craig Goldblatt, Partner of Wilmer Hale) に対するインタビュー

第2 ①多管轄係属訴訟について

1 報告の概要

多管轄係属訴訟司法委員会（JPML）は、共通の事実に関する一つ以上の争点を有する民事訴訟が複数の連邦地方裁判所に係属している場合に、申立てによって、プリトライアル手続を一つの連邦地方裁判所に移送し、一人の裁判官に集中させることができる（28U.S.C § 1407・別添1参照）。これによって、上記の訴訟群は統一的・効率的なプリトライアル手続が執られることになるところ、以下では、移送の審理等におけるJPMLの役割等を中心調査結果を報告することとしたい。

2 JPMLの構成員、組織等

JPMLは、7名の連邦裁判所裁判官である委員から成り、委員は、連邦最高裁判所長官によって任命される。¹任期は7年で、同じ地区から複数の裁判官が選ばれることはない。委員となる裁判官は、裁判官としての通常の職務に兼ねて、JPMLの委員としての職を行う。また、JPMLの事務所は、ワシントンD.Cに所在し、委員以外の職員としては、Panel Executive 1名、Staff Attorney 5名、Court Clerkが約20名、そのほかITや予算等を担当する職員がいる。Staff Attorneyは、法曹資格を有しており、JPMLのために、訴訟の概要、当事者の主張の要旨、申立てを認めるべきか否かについての意見を記載したベンチメモを準備し、JPMLの決定書の草案の起案、JPMLに関係する法的調査や書面の作成、受送裁判所（Transferee Court）からの問合せへの回答などを行う。

3 集中化の申立ての手続・審理

（1）訴訟当事者は、異なる連邦地方裁判所で係属し、事実に関する争点が

¹ MDLや集団訴訟を扱った経験の豊富な裁判官が選ばれることが多い。なお、インタビューを実施したフーヴェル裁判官は、MDLについては、①共同購入に係るクーポン券の有効期限等の federal Credit Card Accountability, Responsibility, and Disclosure 法及び州の消費者保護法違反が問題となった事案、②携帯電話の購入・利用契約における返金条件の不透明さが問題となった事案の審理を担当した経験がある。

共通する少なくとも2つの訴訟の移送を求める申立て（JPMLでは、このように多管轄係属訴訟（MDL）を形成する申立てを「集中化」（Centralization）の申立てと呼んでいる。）をすることができ、当該申立てに關係する訴訟当事者は、その訴訟群が集中化されるべきか、そうであるならばどの地方裁判所に集中化されるべきかについてまとめた書面を提出する。

- (2) ア JPMLは、2か月ごとに異なる地区において申立てについてのHearing Sessionを開催し、新しいMDLを形成する申立てについては、原則として、口頭弁論を実施し、²一、二週間後（集中化の申立てからは、2ないし4か月後）には、決定を行う。
- イ 集中化の申立てを認める場合、JPMLの委員は、そのMDLを担当する候補裁判官として選んだ裁判官に連絡をとる。その裁判官は、MDLを担当することを拒むこともできるが、たいていは承諾するようである。
- ウ 集中化の申立てが認められてMDLが形成されると、その後に当該MDLに関連する訴訟（"Tag-alongs"（後続訴訟）と呼ばれる。）が提起された場合は、受送裁判所に暫定的に移送される。後続訴訟の当事者は、その移送に関し、JPMLに対して異議申立てを行うことができ、JPMLは、次回のHearing Sessionにおいて、申立てに対する判断を行う。この場合、口頭弁論は行わないのが一般的である。
- エ なお、受送裁判官は、特定の訴訟がMDLに属するべきでない、MDLとして審理する必要性がなくなったと考える場合には、JPMLにその旨を提案し、移送裁判所（Transferee Court）に逆送（Remand）することができる。また、受送裁判官（Transferee Judge）は、後続訴訟の停止も提案することができ、JPMLは、そ

²例えば、平成27年3月にはカリフォルニア州サンディエゴで開催され、平成27年5月にはミネソタ州ミネアポリスで開催された。口頭弁論において、当事者代理人に許される発言時間は、わずか数分程度であるが、事前に書面を提出することができるため、当事者としてはあまり不満に感じないとのことであった（チェリー弁護士、パイキン弁護士）。

の提案を尊重して判断を行う。

(3) 平成26年においては、集中化の申立てに対し、48件が認容され（合計6120件の訴訟が移送された。また、後続訴訟としては、合計4万6938件がMDLとして審理された。），27件が却下された。

また、平成26年12月31日時点で、290件のMDLが60の連邦地裁に係属しており（担当裁判官は、215名），それらのMDLには、合計12万7483件の事件が集中化されている。最も古い未済事件は、平成13年7月に集中化されたアスベスト製品の責任に関するMDLである。

終局したMDLのおおよその平均審理期間は、下表のとおりである。

1000件以上の 製造物責任	6年	労働	3年
1000件未満の 製造物責任	3.5年	知的財産権	2.5年
反トラスト	4年	雑	2.5年
証券	3.5年	売買	2.5年
大規模災害	3.5年	航空機事故	2年
契約	3.5年		

4 集中化を行うかどうかの要件・判断基準

(1) 要件

JPMIは、28 U.S.C. § 1407に規定されている要件（①事実に関する争点の共通性、②複数の事件の複数の連邦地方裁判所への訴訟係属、③集中化が当事者、証人の便宜に資するもので、³訴訟の公正かつ効果的な遂行を推進すること。なお、事件類型には制限はない。）を満たすか否か、

³ 一般に被告側としては、一つの裁判所で審理されることによって、訴訟対応費用の節減につながるため、被告側が集中化の申立てをすることが多いとされているが、MDLが形成されることによって、更なる訴訟提起を誘引し、また、和解をする場合に請求根拠が薄弱な原告にも他の原告と同様に和解金を支払うことになってしまうリスクがあるとのことだった（チエリー弁護士、パイキン弁護士）。

また、集中化の目的（証拠開示等のプリトライアル手続での審理の重複をなくし、矛盾した判断を避け、当事者、代理人、裁判所の負担を軽減する。）を考慮し、集中化の当否を判断する。

そして、J PMLは、判断に当たって、以下のような事情を重視する傾向がある。

（2）集中化の申立てを認める方向に働く事情

J PMLは、集中化の申立てを認める方向に働く事情として、①共通の事実上の争点が複雑で、証拠開示に相当な負担が予想されること、②多くの事件が多数の連邦地方裁判所に係属しており、集中化をしないと当事者や裁判所の負担が相當に重くなることが予想されること、③事件数が今後相當に多くなる蓋然性が高いこと、④多数の法律事務所が関与し、当事者同士による非公式な形での調整が難しいこと、⑤州裁判所に管轄権のある関連事件が相当数係属しており、連邦に管轄権のある事件を一つの連邦裁判所に集中化することが連邦と州との調整を促進することが予想されることといった事情を考慮する。

（3）集中化の申立てを認めない方向に働く事情

他方、集中化を認めない方向に働く事情としては、①事件が数個の事実に関する争点しか共通しないか、または、事実に関する争点が複雑でないこと、②関連事件が数件にとどまり、事件数が今後相当数に膨らむ可能性が低いこと、③当事者によって応訴態度が大きく異なること、④原告側代理人が少数であり、当事者による非公式な調整が効果的なこと、⑤集中化に変わる手段（例えば28U.S.C. § 1404による移送）がふさわしい事情が認められること、⑥同じ産業の複数の、競合関係にある被告が関与しており、集中化が守秘義務や営業秘密の問題を生じさせる可能性があること、⑦対象事件が今後まもなく終局することが予想されること、⑧当事者のほぼ全員が集中化に反対していること、⑨集中化を求める当事者が隠れた又は不適切な動機を有しているがうかがわれること（例えば、集中化の申立ての本来の目的が、現在審理を行っている裁判所による不利な判断を避ける目的がある場合）といった事情がある。

なお、連邦法について異議を呈する民事訴訟（例えば、特定の法律が憲法違反であることを理由とするもの）は、法律問題に重点があり、共通の事実に関する争点に重点はないので、集中化の申立ての対象とされることはあまりないとのことであり、法解釈・適用が主として問題となるような政策形成訴訟（例えば、制定法の文言があいまいな事案、法規範が衝突する事案、適切な既存の法規範が存在しない事案、法規範の文言に反して決定しなければいけない事案）についても同様に、あまり利用されていないと考えられる。この点は、MDLの対象がプリトライアル手続に限られており、判決段階になると各地の移送裁判所に事件が逆送されることや、米国においては、先例拘束性の原理（doctrine of precedent/doctrine of stare decisis）が存在しており、上級裁判所の判例は下級裁判所を拘束すること、事件ごとに適用される法令（州法）が異なり得ることもその理由として挙げることができよう。

（4）JPMLによる事件情報の管理等

集中化の申立書及びこれに関連する資料は、JPMLのCM/ECF（Case Management/Electronic Case Filing）システム（インターネット回線を用いた事件管理システム）を通じて入手することができ、集中化される事件の個別の情報は、その事件が提起された裁判所のCM/ECFシステムを通じて入手することができるので、紙媒体の書類がJPMLに送付されるということはない。⁴また、JPMLが集中化を認めた場合、受送裁判所は、MDLとして立件し、そのCM/ECFシステム上に登録する。MDLが巨大な場合には、受送裁判所が当該MDL専用のウェブサイトを作ることもある。

5 受送裁判官（受送裁判所）を選任する基準

前述のとおり、JPMLからの受送裁判官となることへの打診に対し、候補裁判官が承諾するかどうかは当該裁判官の判断に委ねられている。他方で、

⁴ なお、JPMLに係属しているMDLの情報は、JPMLのウェブページで誰でも閲覧可能である。<http://www.jpml.uscourts.gov/pending-mdls-0>参照

J PMLが受送裁判官候補者を選定するに当たっては、下記の要素を含む様々な要因を考慮している。

- ① 当該裁判官が、集中化の申立てのあった事件の一部を担当しているか。
また、担当している事件のプレトライアル手続が一定程度進んでいるか。
- ② 当該裁判官にMDLを扱った経験があるか。
- ③ 当該裁判官が受送裁判官となることに関心を表明しているか。
- ④ 当該裁判官の裁判官としての経験年数
- ⑤ 当該裁判官の裁判官任官前の法律職務経験の内容
- ⑥ 当該裁判官の事件処理についての評判⁵
- ⑦ 当該裁判官が新しいMDLを担当することの障害となるようなMDLや大規模訴訟を担当しているか。
- ⑧ 当該裁判官がディスカヴァリが相当程度行われることが想定される地方裁判所（例えば、被告の本社がある地方）に所属しているか。
- ⑨ 当該裁判官の所属地方裁判所が当事者や代理人にとって便利な位置に所在しているか。
- ⑩ 特定の裁判官を選任することが全ての当事者によって支持されていること

6 J PMLの移送に関する決定に対する不服申立て

- (1) 28U.S.C § 1407(e)により、集中化の申立てを却下する決定に対する不服申立てはできない。
- (2) 他方、集中化を認容する決定に対しては、緊急令状の申立て(Petition for a Writ of Mandamus)による限り、再審査の対象となり得る。ただし、当該申立てがなされることは極めてまれであり、最近では、平成25年に後続訴訟の原告がMDLへの移送について異議を申し立てたが、第5巡回区裁判所はその申立てを直ちに棄却した。⁶

⁵ J PMLの委員は、異なる巡回区又は地区から選ばれるため、幅広い情報を有しているとのことであった（フーヴェル裁判官）。

⁶ 当事者としては、J PMLの決定はまず覆らないという認識があり、不服申立てを行おうと考えないようである（カプラン裁判官、チェリー弁護士、パイキン弁護士）。

7 J PMLによる司法行政上の支援等

(1) MDL審理の複雑困難さが現れる場合

MDLは、以下の場合にその負担が大きいとされる。

- ① 訴訟が多くの件数を含み、新しい事件が定期的にMDLにもたらされるか移送される場合
- ② 審理の対象となる事実が相当な複雑さを有している場合（例えば、特許訴訟）
- ③ 州裁判所に係属する関連訴訟との調整が求められる場合
- ④ 複数被告で、それらの利害が対立する場合
- ⑤ 被告が責任の有無について強く争う場合
- ⑥ 当事者間の争いが激しく、ディスカバリ等で多くの問題点が出てくる場合

なお、上記①に関し、平成26年12月31日時点で、未済事件の48パーセント（139件）は、10件以下の事件が集中化されたものであり、36パーセント（105件）は、11～100件の事件が集中化されたものであり、わずか21件（7パーセント）が1000件を超える事件が集中化されているMDLであって、ほとんどのMDLは膨大な事件群を集中化したものではない。また、単一のMDLが複数の裁判官に配てんされることはあるが、非常にまれである。

(2) 司法行政上の支援

J PMLは、（1）のような事情により複雑困難な事件に直面する受送裁判官に対し、様々なリソース（例えば、受送裁判官と受送裁判所職員のためのガイド「Ten Steps to Better Case Management - A Guide for Multidistrict Litigation Transferee Judges」（別添3）、500以上のMDLに関連する命令書のデータベース、「相談裁判官」（Consulting Judges）となることを申し出た経験豊富な裁判官の名簿、受送裁判官がMDLに関連する問題について投稿することができるメーリングリスト）を提供している。

また、J PMLは、年に1回、MDLを担当している全ての裁判官ための協議会を開催し、しばしば外部のMDL専門家（例えば、クラスアクションを研究しているロースクールの教授）を招いて、講演を行ってもらっている。

さらに、Staff Attorneyは、集中化の決定後も、継続的にMDLの動向を把握し、新たに提起された訴訟が係属中のMDLを扱う裁判所に移送されるべきか否かの検討、受送裁判官による逆送の提案の検討、受送裁判所からの照会への対応を行う。

なお、J PMLは、1年ごとに受送裁判官にその裁判官が担当するMDLの現状について報告書の作成を依頼し、MDLが終局したときに、J PMLは受送裁判官に特別に有益な工夫やMDLを審理するに当たって直面した問題などについて調査を行い、その訴訟が集中化されるべきであつたかについて回帰的な意見を求めている。

(3) J PMLによる支援以外で受送裁判官がMDL審理に当たって利用可能なリソース等

一般的には、しっかりと予定を立て、定期的な打合せの機会を持ち、未処理の申立てを迅速に処理することが相当とされるところ、受送裁判官の中には、証拠開示での問題や、州裁判所への逆送などMDLに関連する特定の問題についてマジストレイトに委任する者もいる。また、受送裁判官は、一時的に、巡回区に対して、MDLに関し追加のロークラークその他の職員を雇うことの許可を求めることが可能であるが、必ずしもそのような要望が認められるわけではない。さらに、大規模のMDLにおいては、受送裁判官が、ディスカヴァリや和解、その他の事務を補佐するためにスペシャルマスター(Special Master。通常は弁護士が選任され、プレトライアル手続における申立ての裁定等の権限を持つことが認められている。)

への報酬は当事者から支払われることに留意する必要がある。加えて、移送裁判官や、ほかの受送裁判官と非公式に相談したり、関連する州の事件を担当する州裁判所裁判官に連絡をとったりすることもある。

8 代表弁護士等の役割

大規模なMDLにおいては、受送裁判官は、しばしば代表弁護士 (Lead Counsel)、連絡弁護士 (Liaison Counsel)、原告の運営委員会委員 (Steering Committee) を任命する。受送裁判官は、通常は、そのような地位に就くことに関心を有している代理人に対して、資格等を記載した書面を提出するように命じ、面接を行って、任命する弁護士を決定する。

代表弁護士と、原告運営委員会は、実体法・手続法上の争点について、ほかの代理人と協議の上、立場を決めて表明する責任を負う、具体的な内容としては、①書面又は口頭での議論、提案を受送裁判所に対し表明すること、②相手方代理人と審理計画について協議すること、③証拠開示の求めと対応、④基本的な宣誓供述の取得の実施、⑤鑑定人の雇用といった事項が挙げられる。

連絡弁護士は、受送裁判所とほかの代理人との連絡、代理人間の打合せの開催、当事者への進展の報告といった事項を担当し、通常、受送裁判所と同じ地域に所在する法律事務所の弁護士から選ばれる。

これらの弁護士に対する費用に充てるため、受送裁判官は、Common Benefit Fundの設定を求め、各和解当事者が和解金の数パーセントをファンドに支払う求めることができる。

9 その他MDLの審理に関する事項

(1) トライアル手続

§1407による移送は、プリトライアル手続についてのみであるが、受送裁判官は、自身の所属する連邦地方裁判所に集中化の申立てとは関係なく、当初から管轄権のある事件については、トライアルについても担当することができる。さらに、当事者は、移送された事件が受送裁判所の所属する連邦地方裁判所で審理されることに同意することができるほか、特別の承認（所属巡回区内の事件であれば巡回区の長、所属巡回区外の事件であれば連邦最高裁長官によるもの）を得れば、所属地方裁判所に管轄権のない事件のトライアルについても審理することができる。

他方、MDLがトライアルのために移送裁判所に再移送（Remand）されると、移送裁判官は、再移送された事件についてトライアルを行うため、その事案とMDLで実施された手続について通じる必要が出てくる。もっとも、移送裁判官は、受送裁判官から、MDLでの手続の概要やトライアルのために準備すべき事項を記載した書面の提供を受けることが可能である。⁷

（2）和解

受送裁判官が提案された和解の承認・不承認を行う権限を有しており、多くのMDLは和解で終局する。

受送裁判官によっては、MDLのうち代表的な数個の事件のトライアルを実施し、その結果を踏まえることにより、他の事件についても和解を促進させるという手法をとることもある（このトライアルは、bellwether⁸ trialsと呼ばれる。）。

（3）プリトライアルにおける判断に対する不服申立て

JPMIは、MDLのプリトライアル手続でなされた受送裁判官の判断の再審理を行う権限を有していない。一般に、受送裁判官の判断に対する不服申立てについては、その裁判所が所在している巡回区の高等裁判所が審理する。

（4）中間上訴

中間上訴は、通常の訴訟と同様に認められるが、申立て件数は少ない。

10 まとめ（我が国の制度への示唆等）

今回の調査に当たって、インタビューを実施した方々は総じて、JPMI

⁷ マサチューセッツ州においては、事実に関する争点又は法律上の争点が共通する場合という緩やかな要件で移送することができ、プリトライアル手続のみならずトライアル手続についても移送することができる。また、同州の裁判官は、特定の地区の裁判所のみならず、マサチューセッツ州の全裁判所で事件を担当できることとされているため、連邦の場合とは状況が異なる。他方、マサチューセッツ州は、その面積が小さく、マサチューセッツ州固有の多管轄係属訴訟はあまりなく、そのためJPMIのような組織も存在しないとのことであった（カーブラン裁判官）。

⁸ 羊の群れを先導する鈴付きの羊の意

による移送制度に対して肯定的な評価を有しており、審理の重複をなくし、矛盾した判断を避け、当事者、代理人、裁判所の負担を軽減するという目的にも十分かなう制度であると思われ、我が国にも、移送が可能な手続段階を限定しない形で同様の移送制度を導入することも考えられる。もっとも、その平均審理期間をみると、3年以上の審理期間を要しているものが多く、日本における裁判官の異動サイクルを考えると、審理途中の交代により、かえって審理が長期化する原因にもつながりかねず、特に膨大な事件数が集中化されている場合には、その影響は大きく、多くの事件が長期間未済事件となってしまう可能性も否定できない。また、多数の当事者が関わる紛争については、平成25年に消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律が成立し、近く集合訴訟制度が導入されることとなっており、その対象はJPLの移送要件とは異なり、一定の限定があるものの、MDLの上記の目的と共通しているところがあり、その施行後の動向も注視しつつ、MDL形成のための移送制度の導入の必要性や相当性について更なる検討を行う必要があると考えられる。

第3 ②アスベストに係る信託制度について

1 報告の概要

アスベスト人身被害信託（Asbestos Personal Injury Trust）の制度は、平成6年の連邦倒産法の改正によって明文化されたものであり（連邦倒産法524条（g）・別添2参照），アスベストによる健康被害について賠償責任を負う債務会社が、現在及び将来の賠償請求権者（present and future claimants）に対する損害賠償のため、信託を設定するという内容を含む再建計画案（plan of reorganization）を策定し、裁判所が、現在及び将来の賠償請求権の権利行使をその信託に限る旨の命令（Channeling Injunction）を発令することによって、債務会社からアスベスト関連の賠償責任を分離し、その事業の再建を図る仕組みである。⁹

⁹ 同様の制度について、アスベスト関連債務以外の債務によって破産した場合にも適用が考えられるかとの質問に対し、アルキスト裁判官からは、アスベスト関連以外の債務の場合は、5

以下では、当該制度にかかる手続や運用について報告することとしたい。

2 アスベスト人身被害信託設定までの手続の流れの概要

- (1) アスベスト関係賠償債務を負う会社が連邦倒産法第11章に基づいて、連邦破産裁判所に対し、破産申立てを行い、自動的停止 (Automatic Stay) の効果が生じ、救済命令 (Relief from Stay) があった後、連邦管財官 (United States Trustee) は、一般債権者から構成される債権者委員会を設立する。その後、債権者集会の開催、債権届出等などがなされた後、債務会社（債権者や、債務会社の保険会社等も一定の要件を満たす場合は再建計画案の提出が可能である。）は、再建計画案を策定し、アスベスト人身被害信託の設定をその内容に組み込むことができる。
- (2) 一般的に、債権者による再建計画の可決要件は、実際に投票した債権者の債権額の3分の2以上で、かつ、実際に投票した債権者数の過半数以上の賛成であるところ、Channeling Injunctionを発令するためには、これに加えて、アスベスト人身被害を被った賠償請求権者の75%以上の再建計画案への賛成が必要となる（524条(g)(2)(B)(ii)(IV)(bb)。人数のみであって、賠償債権額の要件はない。）。また、一定の事実が生じた場合に、アスベスト人身被害信託が、債務会社やその親会社等の議決権付株式の過半数を保有する権利を行使できること（同条(g)(2)(B)(i)(III)）や、裁判所が将来の賠償請求権者の権利保護のための代理人を選任すること（同条(g)(4)(B)(i)）など多くの条件が定められている。なお、アスベスト人身被害賠償請求権者以外の債権者の保護に関しては、上述のとおり、再建計画案の議決権が認められていることのほか、Channeling Injunctionが債務者等の利益及び他の利害関係人の取扱いとの関係で公正かつ衡平であることが要件とされている（同条(g)(4)(b)(ii)）。
- (3) 連邦裁判所が再建計画を認可し、連邦地区裁判所がこれを承認して

24条(g)の要件を満たさなくても、連邦倒産法105条によって、多様な命令を出すこともでき、同条に基づいて信託を活用することはできる、長期間をかけて症状が発現するアスベストについてのみ524条(g)が特別に規定されているとの回答であった。

Channeling Injunctionが発令され、アスベスト人身被害信託が設定されると、債務会社は、事業を継続し、債務会社を相手とする全てのアスベスト人身被害に関する訴訟は、当該信託のみを相手とすることができます（債務会社のみならず、その役員や関連会社、保険会社を相手とすることも禁止される（同条(g)(4)(A)）。なお、アスベスト関連賠償請求権者は、債務会社やその関連会社以外に不法行為上の責任を負い得る、支払能力のある会社に対しては、別途賠償を求めることができる。これに關し、当該賠償請求訴訟において、信託からの賠償についてどのように考慮すべきか、原告は、信託からの提案の内容について開示しなければならないかが未解決の論点となっている。

Channeling Injunctionにより、当該会社は、自身のアスベスト関連賠償責任を限定することができ、当該信託が、引き受けた債務会社の財産を管理することにより、公正、かつ、裁判所が直接関与しない仕組みにより、現在と将来の賠償請求権者に賠償を行うことになる。

(4) 再生計画案の認可後は、連邦破産裁判所と連邦管財官は、アスベスト人身被害信託の運営を監督する法律上の要請はない。もっとも、連邦破産裁判所は、信託に対して限定された管轄権を有しており、信託から年次財務報告書の提出を受ける。

(5) なお、平成26年現在で約110の会社がアスベスト関連の債務を原因の一つとして破産を申し立てており、平成19年から平成25年までの間の当該申立ての件数は下記のとおりである。

平成19年	3件	平成23年	3件
平成20年	3件	平成24年	2件
平成21年	3件	平成25年	7件
平成22年	5件		

3 アスベスト人身被害信託の組織と運営

(1) アスベスト人身被害信託は、信託財産を増加させるとともに、現在及び将来の賠償請求権者に対し賠償を行うことについて、合理的な保証を提供

する仕組みによって運営され、信託の組織や、賠償請求権者が受け得る賠償額、賠償請求権者が賠償を受けられるか否かを決定する手続を確立しなければならず(524条(g)(2)(B)(V))、これらは、信託のTA(Trust Agreements)及びTDP(Trust Distribution Procedure)と呼ばれる文書中に記載されている。

TAは、信託を設定するための法律文書であって、信託の目的を記載し、債務を引き受ける代わりに債務会社から財産の移転を受けることを承認することや、信託の管理における主要な当事者のリストがその内容とされる。

また、TDPは、アスベスト関連人身被害の賠償請求の調査・評価・支払に関する手続や症状の重篤さの段階を決定するための手続等を定め、紛争解決手続を確立し、現在及び将来の賠償請求権者が全て公平な賠償を受けることを保証する。

将来の賠償請求権者の人数、賠償額がどの程度のものになるかについては、統計的な手法を用いて計算され、具体的には、労働者の数、労働場所、同所で想定される曝露の程度や、アスベスト製品の販売数、利用場所、同所で想定される曝露の程度等から将来の賠償請求権者となり得る人数やその症状の段階を予測する。この予測に当たっては、人体がアスベストにどのような態様でどの程度曝露するとどのような症状は発症するかについての用量反応モデル(dose response models)が利用されるようである。

10

(2) アスベスト人身被害信託は、裁判所の関与なく運営され、一般的には、一以上の受託者、信託諮問委員会(Trust Administrative Committee。以下「TAC」という。)、将来賠償請求権者代理人(Future Claimant Representative。以下「FCR」という。¹¹⁾から成る。受託者は、TA

¹⁰本制度が明文化されるまでに信託が用いられたマンスヴィル事件においては、中皮腫、肺がんになるだろう人数についての予測については大きな誤差はなかったが、軽い症状の被害者については、(詐欺的な請求者が多いかどうかはともかく)予想より大人数になったとのことであった(ゴールドブラット弁護士)。

¹¹中立性・公平性の観点から元裁判官が選ばれることが多いようである(アルキスト裁判官)。

によって決められた信託の通常業務、例えば、信託の投資運営、職員や投資アドバイザーの雇用と監督、税金の支払、破産裁判所に年次報告書を提出するといった業務を行う。TACとFCRは、受託者による信託運営上の重要な変更及びTDPの実施について、助言を行うことができるが、原則として同意しなければならない。¹²

4 アスベスト人身被害信託による審査と支払

(1) 請求の受付

アスベスト信託への請求の審査手続は、賠償請求権者¹³が選択した方式によって請求の内容が調査されることによって始まる。調査の方式としては、簡易調査(Expedited Review Process)又は個別調査(Individual Review Process)を選び、いずれの方式も受付順に処理される。個別調査の方式が選ばれるのは、二、三パーセントに止まり、簡易調査方式による請求は、TDPで定められた病状の重篤度別に決められた賠償額が支払われる。

賠償請求権者は、自己の病状がTDPに定められた医学的基準のどの症状にも該当しない場合などに、個別調査を受けることを選ぶことが可能である。賠償請求権者は、さまざまな方法でアスベスト関連生産物に曝露したことを立証することができる。例えば、アスベストに職務上曝露したことを立証するために、賠償請求権者は、信託に対して社会保障記録を提出することによって、アスベストを利用していた特定の会社で雇用されていたことを示すことができる。このことは、賠償請求権者がその会社でアス

¹² 現在賠償請求権者と将来賠償請求権者は、公平に賠償を受けるようにされないといけないが、FCRによって代理される将来賠償請求権者は、現在の賠償請求権者との間で賠償の仕組みについて合意ができないと、信託の設定自体ができず、そうすると、通常の不法行為法の仕組みによって賠償を求めることになるという不利益を被ることから実際には、将来請求者に不利な内容の合意がなされることがあるとのことであった（ゴールドブラット弁護士、ゴールドバーグ弁護士）。

¹³ 今回訪問した、ボルティモアの連邦破産裁判所の管轄内では、特定の二つの法律事務所がほぼ全てのアスベスト関連賠償請求権者を代理しているとのことであった。中皮腫を発症している場合は、アスベスト生産物との因果関係を立証する必要がなく、賠償額も高額であるため、代理人は高額の報酬（賠償額の3分の1程度）を容易に得られるとのことであった（アルキスト裁判官、ゴールドバーグ弁護士）。

アスベストに曝露したことを必ずしも直接に結びつけるものではないので、アスベスト信託は、賠償請求権者の勤務していた会社に対して雇用に関する記録を求めることができる。もっとも、正確な記録は存在していないかもしれないことから、アスベスト人身被害信託は、第三者の証言録取を行ったり、あらゆる情報を考慮した専門家による判断に委ねたりすることもある。

なお、今回訪問した連邦破産裁判所が所在するボルティモア市に本社のあったPorter Hayden Company社（以下「PHC社」という。アスベストを含む断熱材製造を業としていた会社であるところ、アスベスト製品の製造を理由として、約5万8000件の訴訟を提起された。信託は平成19年に設定され、その信託財産の当初額は4億ドルである。）のTDPにおいては、簡易調査の場合、下記のような基準で賠償が行われている。

病状の段階	基準額	医学的基準
レベル5 中皮腫	35万ドル	①中皮腫の診断、②1924年から1989年までにPHC社製造のアスベストに曝露したことの確かな証拠
レベル4 肺がん	4万ドル	①原発性肺がんの診断、②1924年から1989年までに職務上6か間にわたってPHC社によって設置、販売、流通、除去されたアスベストを含む製品に曝露したこと、③「著しい職務上の曝露（Significant Occupational Exposure）」（少なくとも3年間以上雇用され、1924年から1989年の間に2年間以上、日常的にアスベスト繊維を扱う職務等に就いていたこと）、④アスベストへの曝露が肺がんを引き起こした要因とされることを認める医学的証拠
レベル3	1万1500	①原発性の大腸、喉頭、食道、咽頭、胃が

その他のがん	ドル	んの診断及びアスベスト関連の非悪性疾患が潜在していることの証明, その余は, 上記レベル4の②ないし④と同様。
レベル2 石綿症による深刻な機能障害	4万ドル	① I L Oの分類で 2 / 1 かそれ以上の石綿症であることの診断又は病理学的証拠によって石綿症であると認められたこと及び T L C が 65% 以下であること又は F V C が 65% 以下であること, F E V 1 / F V C 率が 65% 以上であること, その余は, 上記レベル4の②ないし④と同様
レベル1 アスベストに関連する非悪性疾患	8750ドル	①アスベストに関連する非悪性疾患の診断(認定医によって, 請求者が I L O の基準で 1 / 0 以上の位置付けられること等), その余は, 上記レベル4の②ないし④と同様

(2) 請求の評価者

請求の評価は信託によって異なるが, 第三者に委託する信託もあれば, 自らの組織の中に調査者を有している信託もある。

(3) 支払の手順

アスベスト信託は, 賠償請求権者による請求が T D P の基準を満たしていると判断した場合, 賠償請求権者に対し, T D P で決められた割合に基づいて賠償額を提示する。たいていの信託は, 賠償額の全額について一度に支払うことはできず, 支払割合, すなわち現在の賠償請求権者に支払われることができる総額のうちの一部の額を決定し, 将来の賠償請求権者のために十分な財産を留保する。この割合は, 信託によって異なるが, 連邦政府監査院(U. S. Government Accountability Office)の調査によれば, 1. 1% から 100% までであり, 中央値は, 25% であった。受託者は, 信託財産に基づいてどの程度の額の支払ができるか, 将来にどの程度の収入が得られるかを計算し, 定期的に支払計画の再検討を行う。T A C と F

C R は、原則として、支払割合の変更に同意しなければならない。賠償請求権者が信託による賠償の申出を受け入れた場合に支払がなされ、賠償請求権者が当該申出を拒んだ場合、その賠償請求権者は、T D P に規定されたほかの紛争解決手続をとることができる。もしその紛争解決手続によって解決されない場合、賠償請求権者は、信託に対し、不法行為法の仕組みのなかで訴訟（管轄裁判所は、連邦破産裁判所ではなく、連邦地方裁判所）を提起することができる。

連邦政府監査院による調査によれば、最初のアスベスト信託が 1988 年に設立されて以来 2010 年までの間に、アスベスト信託は、約 330 万人の賠償請求権者に対し、約 175 億ドルの支払を行ってきた。アスベスト信託の設定後、その賠償が終わるまでは長期間を要するところ、当該信託は存続し続け、Channeling Injunction の効力も存続し続けることとなる。信託がその目的を遂げた後に賠償請求権者が表れた場合は、通常の不法行為法によることになり、請求者は、会社に対して請求することができるようになる。¹⁴

（4）監査手続

連邦政府監査院の調査によれば、52 の T D P のうち、50 には、監査に関する規定がある。もっとも、全件調査を行うのではなく、サンプル調査、ランダム調査を行うのが通常である。

医療情報など高度の個人情報を扱うため、アスベスト人身被害信託間で請求に関する情報の共有は行われておらず、複数のアスベスト人身被害信託に対して、賠償請求が行われる可能性あると指摘されている。¹⁵このため、アスベスト人身被害信託間での情報共有に関する改正提言が現在なされている。

5 まとめ（わが国制度への示唆等）

¹⁴ これまでアスベスト信託が破綻した例は 1 件のみであるとのことだった（ゴールドブラット弁護士）。

¹⁵ このほか特定の賠償請求者の代理人が特定の医者となれ合いの関係になり、不適切な診断書が提出されている可能性も指摘されているとのことだった（ゴールドバーグ弁護士）。

連邦倒産法 524条 (g) は、大規模なかつ長期的な健康被害を生じさせた企業から、賠償責任を分離して事業の継続を確保と被害者への賠償を確保するために効果的な制度であると思われるところ、現在の賠償請求権者と将来の賠償請求権者の公平性の確保のために FCR による代理で十分であるか、詐欺的な請求者に対する対策としてどのような対応をとることができるかについては、更に慎重な検討が必要であると思われる。また、この制度は、アスベスト関連人身被害の賠償債務を負う会社の再建手続に限られているところ、米国においては、企業の再建計画において、同法 105条に基づいて信託が活用されることがしばしばあるということであるので、同法 524条 (g) の検討のみならず、広く信託を利用した企業再建の活用についても調査をした上で、検討を深めていくことが有益であると考えられる。

以上

(別添1)

§ 1407. Multidistrict litigation

- (a) When civil actions involving one or more common questions of fact are pending in different districts, such actions may be transferred to any district for coordinated or consolidated pretrial proceedings. Such transfers shall be made by the judicial panel on multidistrict litigation authorized by this section upon its determination that transfers for such proceedings will be for the convenience of parties and witnesses and will promote the just and efficient conduct of such actions. Each action so transferred shall be remanded by the panel at or before the conclusion of such pretrial proceedings to the district from which it was transferred unless it shall have been previously terminated: *Provided, however,* That the panel may separate any claim, cross-claim, counter-claim, or third-party claim and remand any of such claims before the remainder of the action is remanded.
- (b) Such coordinated or consolidated pretrial proceedings shall be conducted by a judge or judges to whom such actions are assigned by the judicial panel on multidistrict litigation. For this purpose, upon request of the panel, a circuit judge or a district judge may be designated and assigned temporarily for service in the transferee district by the Chief Justice of the United States or the chief judge of the circuit, as may be required, in accordance with the provisions of chapter 13 of this title. With the consent of the transferee district court, such actions may be assigned by the panel to a judge or judges of such district. The judge or judges to whom such actions are assigned, the members of the judicial panel on multidistrict litigation, and other circuit and district judges designated when needed by the panel may exercise the powers of a district judge in any district for the purpose of conducting pretrial depositions in such coordinated or consolidated pretrial proceedings.
- (c) Proceedings for the transfer of an action under this section may be initiated by-

- (i) the judicial panel on multidistrict litigation upon its own initiative, or
- (ii) motion filed with the panel by a party in any action in which transfer for coordinated or consolidated pretrial proceedings under this section may be appropriate. A copy of such motion shall be filed in the district court in which the moving party's action is pending.

The panel shall give notice to the parties in all actions in which transfers for coordinated or consolidated pretrial proceedings are contemplated, and such notice shall specify the time and place of any hearing to determine whether such transfer shall be made. Orders of the panel to set a hearing and other orders of the panel issued prior to the order either directing or denying transfer shall be filed in the office of the clerk of the district court in which a transfer hearing is to be or has been held. The panel's order of transfer shall be based upon a record of such hearing at which material evidence may be offered by any party to an action pending in any district that would be affected by the proceedings under this section, and shall be supported by findings of fact and conclusions of law based upon such record. Orders of transfer and such other orders as the panel may make thereafter shall be filed in the office of the clerk of the district court of the transferee district and shall be effective when thus filed. The clerk of the transferee district court shall forthwith transmit a certified copy of the panel's order to transfer to the clerk of the district court from which the action is being transferred. An order denying transfer shall be filed in each district wherein there is a case pending in which the motion for transfer has been made.

(d) The judicial panel on multidistrict litigation shall consist of seven circuit and district judges designated from time to time by the Chief Justice of the United States, no two of whom shall be from the same circuit. The concurrence of four members shall be necessary to any action by the panel.

(e) No proceedings for review of any order of the panel may be permitted except by extraordinary writ pursuant to the provisions of title 28, section 1651, United States Code. Petitions for an extraordinary writ to review

an order of the panel to set a transfer hearing and other orders of the panel issued prior to the order either directing or denying transfer shall be filed only in the court of appeals having jurisdiction over the district in which a hearing is to be or has been held. Petitions for an extraordinary writ to review an order to transfer or orders subsequent to transfer shall be filed only in the court of appeals having jurisdiction over the transferee district. There shall be no appeal or review of an order of the panel denying a motion to transfer for consolidated or coordinated proceedings.

(f) The panel may prescribe rules for the conduct of its business not inconsistent with Acts of Congress and the Federal Rules of Civil Procedure.

(g) Nothing in this section shall apply to any action in which the United States is a complainant arising under the antitrust laws. "Antitrust laws" as used herein include those acts referred to in the Act of October 15, 1914, as amended (38 Stat. 730; 15 U.S.C. 12), and also include the Act of June 19, 1936 (49 Stat. 1526; 15 U.S.C. 13, 13a, and 13b) and the Act of September 26, 1914, as added March 21, 1938 (52 Stat. 116, 117; 15 U.S.C. 56); but shall not include section 4A of the Act of October 15, 1914, as added July 7, 1955 (69 Stat. 282; 15 U.S.C. 15a).

(h) Notwithstanding the provisions of section 1404 or subsection (f) of this section, the judicial panel on multidistrict litigation may consolidate and transfer with or without the consent of the parties, for both pretrial purposes and for trial, any action brought under section 4C of the Clayton Act.

(別添 2)

11 U. S. Code § 524 - Effect of discharge

(g)

(1)

(A) After notice and hearing, a court that enters an order confirming a plan of reorganization under chapter 11 may issue, in connection with such order, an injunction in accordance with this subsection to supplement the injunctive effect of a discharge under this section.

(B) An injunction may be issued under subparagraph (A) to enjoin entities from taking legal action for the purpose of directly or indirectly collecting, recovering, or receiving payment or recovery with respect to any claim or demand that, under a plan of reorganization, is to be paid in whole or in part by a trust described in paragraph (2) (B) (i), except such legal actions as are expressly allowed by the injunction, the confirmation order, or the plan of reorganization.

(2)

(A) Subject to subsection (h), if the requirements of subparagraph (B) are met at the time an injunction described in paragraph (1) is entered, then after entry of such injunction, any proceeding that involves the validity, application, construction, or modification of such injunction, or of this subsection with respect to such injunction, may be commenced only in the district court in which such injunction was entered, and such court shall have exclusive jurisdiction over any such proceeding without regard to the amount in controversy.

(B) The requirements of this subparagraph are that-

(i) the injunction is to be implemented in connection with a trust that, pursuant to the plan of reorganization-

(I) is to assume the liabilities of a debtor which at the time of entry of the order for relief has been named as a defendant in personal injury, wrongful death, or property-damage actions seeking recovery for damages allegedly caused by the presence of, or exposure to, asbestos or asbestos-containing products;

(II) is to be funded in whole or in part by the securities of 1 or more debtors involved in such plan and by the obligation of such debtor or debtors to make future payments, including dividends;

(III) is to own, or by the exercise of rights granted under such plan would be entitled to own if specified contingencies occur, a majority of the voting shares of-

(aa) each such debtor;

(bb) the parent corporation of each such debtor; or

(cc) a subsidiary of each such debtor that is also a debtor; and

(IV) is to use its assets or income to pay claims and demands; and

(ii) subject to subsection (h), the court determines that-

(I) the debtor is likely to be subject to substantial future demands for payment arising out of the same or similar conduct or events that gave rise to the claims that are addressed by the injunction;

(II) the actual amounts, numbers, and timing of such future demands cannot be determined;

(III) pursuit of such demands outside the procedures prescribed by such plan is likely to threaten the plan's purpose to deal equitably with claims and future demands;

(IV) as part of the process of seeking confirmation of such plan-

(aa) the terms of the injunction proposed to be issued under paragraph (1) (A), including any provisions barring actions against third parties pursuant to paragraph (4) (A), are set out in such plan and in any disclosure statement supporting the plan; and

(bb) a separate class or classes of the claimants whose claims are to be addressed by a trust described in clause (i) is established and votes, by at least 75 percent of those voting, in favor of the plan; and

(V) subject to subsection (h), pursuant to court orders or otherwise, the trust will operate through mechanisms such as structured, periodic, or supplemental payments, pro rata distributions, matrices, or periodic review of estimates of the numbers and values of present claims and future demands, or other comparable mechanisms, that provide reasonable assurance that the trust will value, and be in a financial position to pay, present claims and future demands that involve similar claims in substantially the same manner.

(3)

(A) If the requirements of paragraph (2) (B) are met and the order confirming the plan of reorganization was issued or affirmed by the district court

that has jurisdiction over the reorganization case, then after the time for appeal of the order that issues or affirms the plan-

(i) the injunction shall be valid and enforceable and may not be revoked or modified by any court except through appeal in accordance with paragraph (6);

(ii) no entity that pursuant to such plan or thereafter becomes a direct or indirect transferee of, or successor to any assets of, a debtor or trust that is the subject of the injunction shall be liable with respect to any claim or demand made against such entity by reason of its becoming such a transferee or successor; and

(iii) no entity that pursuant to such plan or thereafter makes a loan to such a debtor or trust or to such a successor or transferee shall, by reason of making the loan, be liable with respect to any claim or demand made against such entity, nor shall any pledge of assets made in connection with such a loan be upset or impaired for that reason;

(B) Subparagraph (A) shall not be construed to-

(i) imply that an entity described in subparagraph (A) (ii) or (iii) would, if this paragraph were not applicable, necessarily be liable to any entity by reason of any of the acts described in subparagraph (A);

(ii) relieve any such entity of the duty to comply with, or of liability under, any Federal or State law regarding the making of a fraudulent conveyance in a transaction described in subparagraph (A) (ii) or (iii); or

(iii) relieve a debtor of the debtor's obligation to comply with the terms of the plan of reorganization, or affect the power of the court to exercise its authority under sections 1141 and 1142 to compel the debtor to do so.

(4)

(A)

(i) Subject to subparagraph (B), an injunction described in paragraph (1) shall be valid and enforceable against all entities that it addresses.

(ii) Notwithstanding the provisions of section 524 (e), such an injunction may bar any action directed against a third party who is identifiable from the terms of such injunction (by name or as part of an identifiable group) and is alleged to be directly or indirectly liable for the conduct of, claims against, or demands on the debtor to the extent such alleged liability of such third party arises by reason of-

- (I) the third party's ownership of a financial interest in the debtor, a past or present affiliate of the debtor, or a predecessor in interest of the debtor;
 - (II) the third party's involvement in the management of the debtor or a predecessor in interest of the debtor, or service as an officer, director or employee of the debtor or a related party;
 - (III) the third party's provision of insurance to the debtor or a related party; or
 - (IV) the third party's involvement in a transaction changing the corporate structure, or in a loan or other financial transaction affecting the financial condition, of the debtor or a related party, including but not limited to—
 - (aa) involvement in providing financing (debt or equity), or advice to an entity involved in such a transaction; or
 - (bb) acquiring or selling a financial interest in an entity as part of such a transaction.
- (iii) As used in this subparagraph, the term "related party" means—
- (I) a past or present affiliate of the debtor;
 - (II) a predecessor in interest of the debtor; or
 - (III) any entity that owned a financial interest in—
 - (aa) the debtor;
 - (bb) a past or present affiliate of the debtor; or
 - (cc) a predecessor in interest of the debtor.
- (B) Subject to subsection (h), if, under a plan of reorganization, a kind of demand described in such plan is to be paid in whole or in part by a trust described in paragraph (2)(B)(i) in connection with which an injunction described in paragraph (1) is to be implemented, then such injunction shall be valid and enforceable with respect to a demand of such kind made, after such plan is confirmed, against the debtor or debtors involved, or against a third party described in subparagraph (A)(ii), if—
 - (i) as part of the proceedings leading to issuance of such injunction, the court appoints a legal representative for the purpose of protecting the rights of persons that might subsequently assert demands of such kind, and
 - (ii) the court determines, before entering the order confirming such plan, that identifying such debtor or debtors, or such third party (by name or as part of an identifiable group), in such injunction with respect to such

demands for purposes of this subparagraph is fair and equitable with respect to the persons that might subsequently assert such demands, in light of the benefits provided, or to be provided, to such trust on behalf of such debtor or debtors or such third party.

(5) In this subsection, the term "demand" means a demand for payment, present or future, that-

- (A) was not a claim during the proceedings leading to the confirmation of a plan of reorganization;
- (B) arises out of the same or similar conduct or events that gave rise to the claims addressed by the injunction issued under paragraph (1); and
- (C) pursuant to the plan, is to be paid by a trust described in paragraph (2) (B) (i).

(6) Paragraph (3) (A) (i) does not bar an action taken by or at the direction of an appellate court on appeal of an injunction issued under paragraph (1) or of the order of confirmation that relates to the injunction.

(7) This subsection does not affect the operation of section 1144 or the power of the district court to refer a proceeding under section 157 of title 28 or any reference of a proceeding made prior to the date of the enactment of this subsection.